

長野県における最低賃金改定の推移

【表1】

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
長野県最低賃金	681	693	694	700	713	728	746	770	795	821	848
引上額	1	12	1	6	13	15	18	24	25	26	27
(目安額)	(-)	(10)	(1)	(4)	(12)	(15)	(18)	(24)	(25)	(26)	(27)
引上率	0.15	1.76	0.14	0.86	1.86	2.10	2.47	3.22	3.25	3.27	3.29
未満率	1.3	1.0	1.06	1.95	2.27	2.2	0.9	1.7	1.4	1.2	0.6
影響率	1.3	1.4	1.08	2.1	3.73	3.55	2.11	5.17	8.7	11.1	12.1

【表2】

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
計量器等最低賃金	777	783	785	790	798	810	823	837	854	872	892(答申額)
引上額	2	6	2	5	8	12	13	14	17	18	20
引上率	0.26	0.77	0.26	0.64	1.01	1.50	1.60	1.70	2.03	2.11	2.29
未満率	10.15	7.96	8.90	9.93	9.1	7.4	9.6	11.8	11.3	11.8	10.2
影響率	10.98	8.90	9.31	12.26	10.7	12.7	18.8	14.18	18.6	16.9	17.1

【表3】

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
はん用機械器具等最低賃金	789	794	796	801	809	821	834	848	865	883	903(答申額)
引上額	2	5	2	5	8	12	13	14	17	18	20
引上率	0.25	0.63	0.25	0.63	1.00	1.48	1.58	1.68	2.00	2.08	2.27
未満率	1.80	2.73	3.01	2.55	6.3	4.5	1.8	6.2	7.5	9.7	7.8
影響率	1.90	3.08	3.08	2.63	8.1	4.7	2.90	7.81	12.4	12.2	12.8

【表4】

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
各種商品小売業最低賃金	747	751	753	756	763	773	786	800	817	835
引上額	1	4	2	3	7	10	13	14	17	18
引上率	0.13	0.54	0.27	0.40	0.93	1.31	1.68	1.78	2.13	2.20
未満率	2.70	1.87	5.45	1.51	10.5	7.5	0.50	21.80	4.6	19.7
影響率	2.94	4.06	5.92	2.03	18.5	24.4	1.20	24.88	15.1	27.7

【表5】

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
印刷、製版業最低賃金	743	746	747	747	747	747	747	781	809	827
引上額	1	3	1	—	—	—	—	34	28	18
引上率	0.13	0.40	0.13	—	—	—	—	4.55	3.59	2.22
未満率	0.50	1.24	7.11	—	—	—	—	4.40	2.1	3.9
影響率	0.50	1.24	7.18	—	—	—	—	8.99	7.4	7.8

- 注：表1～5とも 1 「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者の割合をいう。
 2 「影響率」とは、最低賃金を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合をいう。
 3 「未満率」及び「影響率」は、各年度ごとに算出された数値をそのまま使用しています。
 4 表2・3の元年度の答申額は、令和元年9月25日に答申があったもの。